

特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に対して
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	どのような根拠（基準）でエリアや周波数が設定されたのか、教えてください。	周波数の範囲及び使用可能地域等については、国家戦略特別区域法に基づき、認定を受けた区域計画に係る特定事業の実証試験の実施のため、実施者からの要望を踏まえ、関係自治体により既存無線システムに対する混信を防止するための措置が講じられることを前提として、選定しているものです。 なお、今般の改正案は、使用可能期間の延長を行うものです。	なし